

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和 6 年 4 月 1 日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	生活保護ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 板橋福祉課 援護係 電話番号(3579)2453 福祉部 赤塚福祉課 援護係 電話番号(3938)5127 福祉部 志村福祉課 援護係 電話番号(3968)2332
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	生活保護制度は、生活保護法に基づき、「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」制度（同法第 1 条）である。 生活保護に関する業務を適切に遂行・管理するために利用し、保有している。
記 録 項 目	1 氏名 2 住所 3 生年月日 4 性別 5 続柄 6 国籍 7 電話番号 8 収入状況 9 他法援護 10 障害等級 11 家賃 12 保護開始日 13 保護廃止日 14 学校名 15 学年 16 居住始期 17 口座名義人 18 口座種別 19 金融機関名 20 支払方法 21 入院・入所状況 22 基準生活費 23 収入充当額 24 扶助額 25 返還額

	26 通院・入院先医療機関名 27 介護保険保険者名 28 介護保険保険者番号 29 介護保険被保険者番号 30 要介護状態区分 31 要介護状態認定年月日 32 要介護状態有効期間 33 保険料納期単位 34 保険料額 35 保険料納付期限 36 保険料の減免事由 37 保険料減免期間 38 保険料減額率 39 保険料代理納付区分 40 保険料給付種別 41 保険料給付金額 42 保険料給付実績 43 居宅サービス計画作成事業者 44 居宅サービス計画内容 45 居宅サービス計画有効期間 46 福祉サービスの利用状況 47 居住形態 48 保証人 49 相談・支援内容 50 健診結果情報 51 被保険者枝番
記 録 範 囲	生活保護申請者及び生活保護受給者（過去に受給していた者を含む）
記録情報の収集方法	収集の相手方：生活保護申請者及び生活保護受給者 生活保護法第 29 条による調査の調査依頼先 収集の手段：窓口申請、郵送申請等により収集 生活保護法第 29 条により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む（上記記録項目の番号 10、49、50 ） ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	☒ あり（経常的提供先 東京都住宅政策本部、社会保険診療報酬支払基金、他福祉事務所、他自治体の固定資産税担当部署、東京都水道局、東京都交通局、日本放送協会（NHK）、後期高齢者医療広域連合、日本年金機構、板橋区教育委員会事務局学務課、生活保護法指定介護支援事業者等、みずほ銀行（保護費の振込振替等を行う金融機関）、公共職業安定所、国民健康保険団体連合会） ☐ なし

開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定 による特別の手續等	☐ あり（他の法令の規定 ） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集 をする個人情報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工 情報の概要		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることが できる期間		
備考	業務の名称	生活保護に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 100,000 人
	その他	

